

# 身体拘束の防止について

大津市障害者虐待防止センター

## はじめに

身体拘束と聞いてみなさんは何を思い浮かべるだろう？

ベッドや車いすに縛り付けられた高齢者や障害者の姿を思い浮かべる方が多いかもしれない。

では、身体拘束は何のために行われていて、本当に必要なことなのかみなさんで一緒に考えていきたい。

## 身体拘束とは

身体拘束とは、拘束される障害者本人の意思に関係なく、本人や周りの人の安全のためという名目で、本人の身体的・物理的な自由を奪い、行動を制限させることを指す。

厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待への対応」では具体例として、以下の行為があげられています。

- 柱や椅子やベッドに縛り付ける
- 医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する
- ミトンやつなぎ服を着せる
- 部屋に閉じ込める
- 施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる

では、どういう理由で身体拘束は行われるか？いくつかの例を見てみたい。

## 身体拘束を行う理由

### 1.本人の安全のため

まず、身体拘束を行う理由としてあげられるのは、障害者本人が自分で座位保持（すわった姿勢をたもつこと）ができない場合。

障害によって座っている姿勢を保てない人は、車いすの座面から滑り落ちて、怪我をしてしまう可能性があるため、ずり落ちないようにベルトを着けている。



寝返りがうてる方の場合は、ベッドからの転落防止のために柵を付けたり、体を固定するための帯で縛り付けている。

自傷で自分の手を噛む人の場合は、それを防ぐためにミトンつけることもある。



## 2.周りの人の安全のため

他害行為がある方の場合、他の利用者にとびかかるのを止めるために、身体を押さえついたり、腕を引っ張って止めるなどが見られる。



pixta.jp - 10842650

## 3.施設の人手不足

夜間、施設の人員配置の関係で、本人の徘徊に対応できなため、部屋に施錠し徘徊できないようにする。

あるいは、向精神薬等を過剰に飲ませて動けなくすることも見られる。



## 身体拘束が及ぼす影響

身体拘束を行うことは、本人や他者の安全を守るという面がある一方、本人にとって悪い影響も及ぼしている。

まず、身体的には関節の拘縮、筋力や心肺機能、身体的能力の低下、褥瘡の発生などの直接的なものから、食欲の低下、拘束具による窒息のダメージが考えられる。

また、意思に反して行動を抑制させることによる諦め、屈辱、怒りなどの精神的な苦痛や尊厳の侵害を招く可能性もある。

## 身体拘束は虐待か？

障害者虐待防止法には、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」が身体的虐待に該当すると記載されている。

では、自分の身体を支える座位保持装置等のベルトも虐待に該当することになるのだろうか？

虐待防止法にもあるように、身体拘束は基本的には虐待に当たると考えられる。ただ、身体の変形や拘縮の防止、活動性を高めるための体幹の安定や危険の回避が目的である場合は一概に虐待とも言い切れなくなるため、目的に応じて判断が必要になる。

## 身体拘束は虐待か？

### 1. 緊急やむを得ない場合の3要件

では、障害者虐待防止法でいう「正当な理由」とは何だろうか？

身体拘束は基本的に虐待に当たることから、「正当な理由」が認められるのは、あくまで例外的で、次の3要件が全て当てはまる場合のみである。

#### (切迫性)

障害者本人又は他の障害者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

#### (非代替性)

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替手法がない。

#### (一時性)

身体拘束その他の行動制限が一時的で、できるだけ短い時間に限られたものである。

## 身体拘束は虐待か？

### 2. 緊急やむを得ない場合の必要な手続き

やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の手続きが必要。

#### ① 組織による決定と個別支援計画への記載

- ・ 職員が一人で判断するのではなく、組織として決定する必要がある。
- ・ 支援においてやむを得ず身体拘束を行う必要がある場合は、事前に支援計画に理由等の記載が必要。

#### ② 本人、家族等への十分な説明

- ・ 本人や家族等に対し、拘束する目的や時間、理由を説明し、同意を得る必要がある。

#### ③ 必要な事項の記録

- ・ 身体拘束を行った場合は、その様子や時間、拘束されている当事者の心身の状況などを記録する必要がある。

## 不適切な身体拘束の防止の取り組み

3要件を満たしながら支援のなかで身体拘束を行っている事業所もあるかと思うが、本当にその身体拘束は必要なのだろうか？

「切迫性」、「非代替性」、「一時性」に関しても、支援者個人により感じ方が異なる。経験や知識が豊富な支援者なら切迫していると感じなかったり、他に方法がないと感じない事でも、経験の浅い支援者ならそう感じてしまうかもしれない。

## 不適切な身体拘束の防止の取り組み

身体拘束をなくしていくためには、次のような取り組みを施設全体で行う必要がある。

- ・身体拘束や支援方法、障害についての正しい知識を習得するため研修を受けて、支援員の能力や技能を向上させる。
- ・身体拘束に代替する行為や技術を見出したり、開発する努力を続ける。
- ・行われている身体拘束が緊急やむを得ないものであり、3要件を満たしているかを常に全員で検討する。